



事務連絡  
平成25年5月30日

都道府県畜産主務課  
動物薬事担当者 各位

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
薬事安全企画班長

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない  
場合を定める省令の一部を改正する省令及び動物用医薬品及び医薬  
品の使用の規制に関する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条の3の規定  
に基づき、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない  
場合を定める省令（平成15年6月30日農林水産省令第70号。以下「適用除  
外省令」という。）の一部を改正する省令（平成25年5月30日農林水産省令  
第43号）及び法第83条の4及び第83条の5の規定に基づき動物用医薬品及  
び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年5月30日農林水産省令第44  
号。以下「使用規制省令」という。）が本日付けで公布され、6か月後に施行  
されることとなりましたのでお知らせします。

遺伝毒性や発がん性等の懸念から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）  
により食品において検出されてはならないとされている物質は、食用動物用の  
医薬品として承認していません。今回の改正では、畜水産物の安全を一層確保  
する観点から、それらの成分を含有する未承認医薬品、愛玩動物・観賞魚用動  
物用医薬品及び人用医薬品の食用動物への使用を禁止することとしています。

具体的な改正の内容は、下記のとおりですが、これらの省令の施行に伴う留  
意事項及び経過措置等については、別途通知します。

## 記

### 1 改正の内容

#### (1) 適用除外省令（別添1参照）

未承認医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、獣医師に認め  
られている例外的な使用の対象から除外。

- |                |            |
|----------------|------------|
| ①カルバドックス       | ⑧ニトロフラントイン |
| ②クマホス          | ⑨フラゾリドン    |
| ③クロラムフェニコール    | ⑩フラルタドン    |
| ④クロルプロマジン      | ⑪マラカイトグリーン |
| ⑤ジエチルスチルベストロール | ⑫メトロニダゾール  |
| ⑥ジメトリダゾール      | ⑬ロニダゾール    |
| ⑦ニトロフラゾン       |            |

(2) 使用規制省令（別添2参照）

ア 動物用医薬品のうち、犬猫用及び観賞魚用として承認されている以下の成分を含有するものについて、食用動物への使用を禁止。

- ①クロラムフェニコール
- ②ニトロフラゾン
- ③マラカイトグリーン

イ 人用医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、食用動物への使用を禁止。

- ①クロラムフェニコール
- ②クロルプロマジン
- ③メトロニダゾール

2 施行期日

平成 25 年 11 月 30 日

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文  
○薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成十五年農林水産省令第七十号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>薬事法(以下「法」という。)第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品(別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。次号において同じ。)を当該対象動物に使用する場合</p> <p>三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。)が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合</p> <p>四 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 カルバドックス</p> <p>二 クマホス</p> <p>三 クロラムフェニコール</p> <p>四 クロルプロマジン</p> <p>五 ジエチルスチルベストロール</p> <p>六 ジメトリダゾール</p> <p>七 ニトロフラゾン</p> <p>八 ニトロフラントイン</p> <p>九 フラゾリドン</p> <p>十 フラルタドン</p> <p>十一 マラカイトグリーン</p>	<p>薬事法(以下「法」という。)第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品を当該対象動物に使用する場合</p> <p>三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。)が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p>

十二 | メトロニダゾール  
十三 | ロニダゾール

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

(動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第四十二号) 新旧対照条文)

(傍線部分は変更部分)

改正後	現行
<p>動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法(以下「法」という。) 第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。</p> <p>2  この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品(動物用医薬品を除く。)をいう。</p> <p>3  この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあつては、当該用量から当該飼料を含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。</p>	<p>動物用医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「医薬品」とは、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。</p> <p>(対象動物)</p> <p>第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法(以下「法」という。) 第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第三条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合にあつては、その用量から当該飼料を含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。</p>

三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。

四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日

七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に

三 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(獣医師の使用の特例)

第四条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(帳簿の記載)

第五条 使用者は、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品を使用した年月日
- 二 当該医薬品を使用した場所
- 三 当該使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 四 当該医薬品の名称
- 五 当該医薬品の用法及び用量
- 六 当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の

医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による医薬品の使用に係る指示）

第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

（医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためこと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラーズを有効成分	蜜蜂（採蜜している	蜜蜂の巣板 4 枚当たり	—

別表第 1（第 3 条関係）

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラーズを有効成分	みつばち（採蜜して	みつばちの巣板 4 枚当	—



分とする懸垂剤	ものを除く。)	0.5g以下の量を巢箱内に懸垂すること。	
略	略	略	略
フルバリンートを有効成分とする懸垂剤	<u>蜜蜂</u>	<u>蜜蜂</u> の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巢箱内に懸垂すること。	食用に供する <u>蜂蜜</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産している期間
略	略	略	略
ミロサマイソンを有効成分とする飼料添加剤	豚  鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。 飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間  食用に供するためにと殺する前5日間
略	<u>蜜蜂</u>	7日量として <u>蜜蜂</u> の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供する <u>蜂蜜</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産する前14日間

- 注
- 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混合し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
  - 2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混合して投与する動物用医薬品をいう。
  - 3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制

分とする懸垂剤	いるものを除く。)	たり0.5g以下の量を巢箱内に懸垂すること。	
略	略	略	略
フルバリンートを有効成分とする懸垂剤	<u>みつばち</u>	<u>みつばち</u> の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巢箱内に懸垂すること。	食用に供する <u>はちみつ</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産している期間
略	略	略	略
ミロサマイソンを有効成分とする飼料添加剤	豚  鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。 飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間  食用に供するためにと殺する前5日間
略	<u>みつばち</u>	7日量として <u>みつばち</u> の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供する <u>はちみつ</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産する前14日間

- 注
- 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混合又は浸潤して投与する医薬品をいう。
  - 2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混合して投与する医薬品をいう。
  - 3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制

的に投与する動物用医薬品をいう。

- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内若しくは膣内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

的に経口投与する医薬品をいう。

- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加又は混和して浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内又は膣内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第2 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略

- 注
- 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
  - 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
  - 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
  - 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
  - 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
  - 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
  - 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
  - 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
  - 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3 (第2条から第4条まで関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する対象動

別表第2 (第3条関係)

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略

- 注
- 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する医薬品をいう。
  - 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。
  - 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。
  - 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する医薬品をいう。
  - 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
  - 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内又は膈内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
  - 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する医薬品をいう。
  - 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
  - 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

(擬認)

		物及び食用に供する ために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用
<u>ニトロフランゼンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用
<u>マラカイトグリーンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用

別表第4 (第6条から第8条まで関係)

<u>医薬品</u>	<u>医薬品使用対象動物</u>	<u>使用禁止用途</u>
<u>クロラムフェニコールを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産

(薬認)

		する対象動物への 使用
クロルプロマジン含有 効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用
メトロンダゾール含有 効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用

別記様式第1号 (第3条及び第7条関係)

出荷禁止指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名 

(捺印)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
____年 ____月 ____日	

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号 (第5条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

別記様式 (第4条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日 日まで	月 日 (時) まで
~~~~~		
~~~~~		

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所  
氏名

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日 日まで	月 日 (時) まで
~~~~~		
~~~~~		

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき

を投与すべき時期を記載すること。

附則 (略)

時期を記載すること。

附則 (略)